

第 413 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合の
資料 2 の再提出について

2021 年 9 月 14 日

日本原子力研究開発機構 高速実験炉部

1. 状況

令和 3 年 9 月 6 日（月）の第 413 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合の資料 2 において、著作権に係る不要なマスキングがされていることが判明しました。ホームページの掲載データの差し替えが必要となり、ご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げるとともに、事象を重く受け止め、以下の再発防止対策を徹底してまいります。

2. 経緯及び原因

資料 2 でマスキングしたデータは、JAEA の公開報告書で公開しているものであり、本来公開可能なものであった。

資料 1 を作成した担当者 A は、上記を認識し、該当部を公開とした。

他方、資料 2 を作成した担当者 B は、参考文献として、ICONE22 Proceedings と Nuclear Technology 誌へ JAEA が投稿した論文を選定し、その論文に掲載された図を載せるにあたり、著作権者の転載許可を取得していないことから非公開とした。

不要なマスキングがされた資料 2 を提出した原因として、①担当者 A と担当者 B の相互確認が不十分であったこと、②確認者は内容の確認に重点をおいたこと及び資料中の参考文献まで確認しなかったことから、著作権に係るマスキングの確認が不十分になったことが考えられる。

3. マスキングの削除（公開）に係る申し入れ

第 413 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合の資料 2 及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリングの資料（JY81-2（8 月 17 日分）、JY82-4（8 月 24 日分）、JY83-2（8 月 31 日分））の当該部のマスキングを削除した資料を再提出させて頂き、ホームページの掲載データの差し替えをお願いしたい。

4. 再発防止対策

以下の対策を実施することにより、同様の事象の再発防止を徹底します。

(1) 公開性の向上等に係る対応

申請者として公開可能なものは公開する方針とし、転載許可の取得、JAEA 公開報告書の参照等、公開を原則とするとの認識を担当者に徹底し、不要なマスキングの発生を防止する。

(2) チェック機能の強化

資料の作成者は、資料間の整合を確認し、確認者に渡すこと、また、確認者は、マスキングの適切性に係るチェックも重視するとともに、マスキング部については

は参考文献まで確認することを「常陽」に関する関係者に周知・徹底するとともに、「常陽」以外の関係者にも本件を周知し、注意喚起する。

以上